

琵琶湖流域下水道事業建設工事に伴う廃材等の売却（東北部浄化センター分） に係る入札説明書

この入札説明書は、本件売却に係る一般競争入札公告による契約に関し、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

- ・ 営業種目

大分類：物品 中分類：古物等買受

小分類：鉄・非鉄屑買受 細分類：鉄・非鉄屑買受

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL077-528-4314

- (5) その他参加する者に必要な資格

別記 3 に示す入札説明会(売却物件確認会を兼ねる。以下同様。)に参加した者であること。

3 入札および開札

- (1) 入札参加者またはその代理人は、本件入札に係る入札公告、入札説明書、契約書(案)および売却物件の現況等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、別記 6 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後入札説明書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。なお、売却物件はすべて現状有姿による引渡しとなる。

別紙売却物件明細書と現況が異なる場合は、現況が優先するものとし、異議の申し立てをしないものとする。

- (2) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式1による入札書を、別記4に示す場所に、別記4の入札書提出期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名および氏名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ外封筒に入れ、中封筒および外封筒の封皮に、それぞれ件名および氏名を記載のうえ簡易書留郵便で送付しなければならない。
- (3) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 開札の日時等は別記5のとおりとする。なお、今回の入札については、開札に入札参加者の立会が必要としないが、希望により立ち会うことも可能とする。立会を希望する場合は事前に別記6に示す問い合わせ先へ連絡すること。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(別紙様式1)を提出しなければならない。なお、代理人が入札を行う場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状(別紙様式2)を提出しなければならない。
 - ア 買い取り額(入札金額)
 - イ 入札件名
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)および押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)なお、代理人が入札する場合、入札書に記載される代理人の住所、氏名、押印は、委任状(別紙様式2)の受任者欄に記載されたとおり漏れなく正確に記載されていること。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正を除く。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (8) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をするなどの場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取り止めることがある。
- (9) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、売却物件の総額を記入することとし、売却物件の搬出、運送、その他買い取りに要する一切の経費を勘案し入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、消費税および地方消費税込みの額により決定するので、(5)のアの金額にはこれらを含んだ額を記入すること。
- (10) 入札参加者またはその代理人は、売却代金の納入方法等の契約条件を別添契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

- (11) 新規に競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)を提出する場合において、当該申請者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、当該者は入札に参加することはできない。
- (12) 入札参加者またはその代理人は、本件売却に係る入札についての他の入札参加者またはその代理人になることができない。
- (13) 入札執行者は、開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格以上の入札がないときは、直ちにまたは日を改めて再度の入札をすることができる。この場合、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

4 入札保証金 免除する。

5 入札の無効に関する事項 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以上で最高の価格(3の(5)のアの金額)をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、速やかに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、同価の入札をした者のうち、開封に立ち会っていない者またはくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (3) 落札者には、電話またはファクシミリにて連絡を行う。

7 契約保証金 免除する。

8 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、速やかに契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けて

これに記名して押印するものとする。

- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 契約の相手方は、契約を締結するに当たり、買い取った物件の売り払いおよび処分等の取扱いについては、関係法令等に従い適正に行うことを記した誓約書を契約担当者に提出するものとする。

9 売却代金の納入

落札者は、契約締結後、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに支払わなければならない。

10 売却物件の引渡し

- (1) 売却代金納入を県が確認した後、30日以内の間において、県と落札者が協議を行い決定した日時に、当該物件の所在する場所において現状有姿のまま引き渡すものとする。
落札者は、引渡しを受けたときは、当該物件の受領書を県に提出しなければならない。
- (2) 売却物品の引受け、運搬および登録変更等の手続きについては、関係法令を遵守するとともに県の指示に従い行うものとし、当該手続きに係る一切の費用は落札者が負担するものとする。

11 売却物件の搬出

落札者は、搬出時間、搬出用トラックの大きさ、台数および作業員の氏名等の情報を搬出日の2日前までに県担当者に連絡するものとする。

12 売却物件の所有権

売却物件の所有権については、9の納入が完了したときに、落札者に移転するものとする。

13 契約条項

別添契約書(案)のとおり。

14 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先および審査申請書の提出先

(機関名) 滋賀県会計管理局管理課
(郵便番号) 520-8577
(所在地) 大津市京町四丁目 1 - 1
(電話番号) 077-528-4314

15 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件売却に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会の日時および場所は、別記 3 のとおりとする。
- (3) 本件売却に関する問い合わせ先は、別記 6 のとおりとする。
- (4) 落札者は、売却物品を利用、再販売、処分または処理しようとするときは、売却物品に係る法令等の規制規定を遵守しなければならない。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 売却物件の種類

琵琶湖流域下水道事業建設工事に伴う廃材等（東北部浄化センター分）

(2) 売却物件の種類および売却数量

物件については別紙売却物件明細書のとおり。

(3) 売却物件の引渡し場所

東北部浄化センター 彦根市松原町 1550

(4) 売却物件の引渡し日時

落札者の売却代金納入確認後、30 日以内の間において、県と落札者とで協議し決定した日時

(5) 品質保証等について

引渡し時に物件に汚損等があった場合も、契約の相手方は、入札説明書本文 3 (5) のアに記載した金額で当該物件を買い取らなければならない。

(6) 売却物件の状態確認について

売却対象となる物件の状態確認のため、入札説明会を兼ねて 3 のとおり売却物件確認会を行うので、入札参加希望者は、必ず出席すること。出席しなかった場合には、本件入札に参加できないので注意すること。

2 契約条項を示す場所および日時

(機関名) 滋賀県北部流域下水道事務所 総務係

(郵便番号) 522-0002

(所在地) 彦根市松原町 1550

(電話番号) 0749-26-6633

(日時) 令和 7 年 9 月 24 日(水曜日)から令和 7 年 10 月 20 日(月曜日)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の 9 時から 17 時まで(ただし、令和 7 年 10 月 20 日については 12 時まで)

3 入札説明会(売却物件確認会を兼ねる)の日時および場所等

日時 ① 令和 7 年 10 月 9 日(木曜日) 10 時 30 分

② 令和 7 年 10 月 10 日(金曜日) 10 時 30 分

場所 東北部浄化センター 彦根市松原町 1550

入札説明会参加申請書提出方法

入札説明会参加申請書（別紙様式 4）を 6 に示す場所へ FAX または持参により提出すること。

FAX の場合は、送信後に電話で滋賀県北部流域下水道事務所総務係へ送信した旨を連絡すること。FAX 番号および電話番号については、6 のとおり。

入札説明会参加申請書提出期限 令和 7 年 10 月 3 日（金曜日）15 時 00 分

※入札参加希望者は、必ず出席すること。（①か②のどちらかの日のみで結構です。）

4 入札書の提出期限および提出場所

（期 限） 令和 7 年 10 月 20 日（月曜日）12 時 00 分必着

（場 所） 滋賀県北部流域下水道事務所総務係 〒522-0002 彦根市松原町 1550

5 開札の日時および場所

（日 時） 令和 7 年 10 月 20 日（月曜日）14 時 00 分

（場 所） 滋賀県北部流域下水道事務所 彦根市松原町 1550

6 当該売却に関する問い合わせ先（契約に関する事務を担当する所属の名称等）

（機 関 名 ） 滋賀県北部流域下水道事務所総務係

（郵便番号） 522-0002

（所在地） 彦根市松原町 1550

（電話番号） 0749-26-6633

（FAX 番号） 0749-26-6635

（担当者氏名） 土田 博巳

（質問の受付および回答）

（1）質問方法

質疑・回答書（別紙様式 3）を FAX により上記に示す場所へ提出すること。電話、口頭による質問は受け付けない。FAX 送信後に電話で 滋賀県北部流域下水道事務所総務係 へ送信した旨を連絡すること。

（2）質問期限

令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）の 16 時まで

※これ以降の質問は受け付けない。

（3）回答方法

質問を受け付けてから、順次（概ね 2 営業日後を目処とする）、滋賀県ホームページ「北部流域下水道事務所」の箇所
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ryuikigesui/hokuburyuuiiki/>) に掲載する。